

2016 年 10 月 25 日改訂（第 4 版 新記載要領に基づく改訂）

届出番号:13B1X10089000124

2009 年 12 月 7 日改訂（第 3 版） 機械器具 49 医療用穿刺器、穿削器、穿孔器

2008 年 8 月 14 日改訂（第 2 版） 一般医療機器 歯科用スチールバー 16669000

HB バー

【形状・構造及び原理等】

〔概要〕

シャンク部：ステンレススチール

〔形状・構造等〕

本体がステンレススチールの歯科用バー。

種類：ラウンド 089.020.31hf



〔原理〕

歯科用電気駆動装置に装着し回転させる事により、歯牙・骨等の硬組織を研削する。

【使用目的又は効果】

歯牙・骨等の硬組織を研削。

【使用方法】

- 1) 使用する前に、本品が滅菌済であることを確認する。
- 2) 本品を歯科用駆動装置に装着し、確実に装着されているかどうか確認してから口腔外で試運転を行う。
- 3) 回転に振れ等がなければ、バー先端を作業部にあて、方向に注意しながらドリリングする。圧力をかけすぎると、破折する恐れがあるので十分注意する。
- 4) 回転速度及びドリリングの深度に注意しながら作業する。

* 使用回転数：5,000rpm 以下を推奨致。

* 使用中の加熱を防ぐ為、水冷スプレーで十分に冷却する。
(少なくとも 50ml/分程)

* 22mm の長さを超えたり、2mm を超えるヘッド幅の FG バー類は冷却時間を長めにとって下さい。

【使用上の注意】

1. 保護眼鏡を使用時に着用する事。
2. ステンレススチールは、使用方法、環境によっては腐食（錆び）する事がある。
3. 次亜塩素酸ナトリウム、塩化ベンザルコニウム、塩化ベンゼトニウム、ポビヨード、ホルマリン・フェノール、グルコン酸クロルヘキシジン等は、金属腐食を起こす恐れがあるので注意する事。
4. 洗浄、消毒、滅菌後の器具は水分を十分除去し、乾燥させてから本品と一緒に保管する事。水分が付着したまま長時間放置すると、錆び、シミ等の原因になる事がある。
5. 取扱上の注意
器具の寿命を著しく低下させるので、粗雑な扱いはしない事。

【保管方法及び有効期間等】

常温保管

【保守・点検に係る事項】

使用前・使用後は破損、ヒビ、先端及び柄部の傷、大きな腐食等がないか確認すること。

これらがある場合は、使用を中止すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

製造販売業者：株式会社マイクロテック

〒111-0036 東京都台東区松が谷 1-8-9

Tel：03-5827-1380 Fax：03-5827-1381

製造業者：HELMUT ZEPF MEDIZINTECHNIK GMBH (Germany)